

大和市名誉市民条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、本市の発展及び社会、文化その他の分野の進展に著しく貢献し、郷土の誇りとして広く市民の敬愛を受ける者に対して、その功績と栄誉をたたえとともに、本市のより高度な興隆に資することを目的とする。

【解説】

- ・本条例が制定されている目的です。第一義的には、「本市の発展及び社会、文化その他の分野の進展に著しく貢献」した者の功績と栄誉をたたえることが目的ですが、同時に、市民の郷土愛の醸成や意識の向上、対外的に大和市のイメージアップを図ることなどの効果も期待するものです。
- ・この条例は、大和市が人口20万人を突破したことと、大和誕生100年を記念し制定されたものです。

(称号)

第2条 本市の市民又は本市に縁故の深い者で、前条の規定に該当するものに対して、大和市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈る。

2 前項の名誉市民の称号は、死去した者に対しても追贈することができる。

【解説】

- ・市民、または本市にゆかりの深い者で、前条の規定にある「本市の発展及び社会、文化その他の分野の進展に著しく貢献し、郷土の誇りとして広く市民の敬愛を受ける者」に、名誉市民の称号を贈ることを定めています。対象者は日本人に限るものではありません。また、対象者が存命であるか否かは問わない規定となっています。

(決定)

第3条 名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定する。

【解説】

- ・名誉市民の選考については、大和市名誉市民条例施行規則（以下「規則」という。）により、大和市名誉市民選考委員会が組織され審査されます。その結果をふまえ、市長が名誉市民の候補を議会に諮り決定されます。

(顕彰)

第4条 名誉市民を決定したときは、これを公示し、名誉市民の称号を証する証書、名誉市民章及び記念品を贈り、その功績を顕彰する。

【解説】

- ・名誉市民にはその称号を証する「名誉市民証」、「名誉市民章」が贈られます。これらは規則により様式が決められています。また、市長がその都度定める記念品が贈られます。
- ・名誉市民として決定された者が既に亡くなっている者であったり、表彰を受ける前に亡くなった場合、名誉市民証、名誉市民章、記念品は、規則によりその遺族に贈られることとなります。

(待遇)

第5条 名誉市民に対しては、次に掲げる待遇をすることができる。

- (1) その功績と栄誉をたたえる相当な礼
- (2) 市が行う各種式典への招待
- (3) 相当な礼をもってする弔慰
- (4) その他市長が必要と認める待遇

【解説】

- ・「相当な礼をもってする弔慰」とは、具体的には弔詞（＝弔辞）や弔慰金の贈呈をもって行い、弔慰金の額は、市長がその都度定めることが規則で定められています。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・この委任の規定を受けて、大和市名誉市民条例施行規則が定められています。規則には上記解説中で触れたもののほか、名誉市民となった者でも、名誉市民としてふさわしくないと市長が判断した場合、その称号を取り消すことができる規定や、表彰は市制施行記念日（毎年2月1日）に行うことなどが定められています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

- ・この条例は平成4年3月27日に公布され、施行されています。